

### 別表1 危険な職務

- (1) テストパイロット、テストドライバー、テストライダーその他これらに類する職務
- (2) 競馬、競輪、オートレース、競艇その他これらに類する職業競技
- (3) 力士、拳闘家、プロレスラー、プロスキーヤーその他これらに類するプロスポーツ
- (4) 坑内、隧道内作業
- (5) スタントマン、レスキュー隊員
- (6) 猛獣を取扱う方、サーカス、軽業師、曲芸師等
- (7) ゴンドラ等を使用する窓ふき業（ただし3階建以上の建物の窓ふき業）
- (8) 橋梁、ダム、ビル等の建設作業
- (9) 高圧線、送電線、配電線、通信線等の電気工事
- (10) 火薬・爆発類または劇毒物類等の取扱業
- (11) 潜水夫、サルベージ作業員、発破作業員等
- (12) 航空機操縦
- (13) その他本会が別に指定する職務

### 別表2 危険な運動

- (1) 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング、フリークライミング等）
- (2) リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、飛行船搭乗
- (3) 超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機等）搭乗
- (4) ジャイロプレーン搭乗
- (5) その他上記(1)から(4)に類する危険な運動

### 別表3 慢性疾患

- (1) 悪性新生物（癌・肉腫・筋腫・白血病等）
- (2) 胃および腸の潰瘍（胃潰瘍・十二指腸潰瘍等）
- (3) 心臓疾患
- (4) 肺疾患（肺炎・肺結核等）
- (5) 脳血管疾患（脳出血・脳血栓・くも膜下出血等）
- (6) 腎臓疾患（腎炎・ネフローゼ等）
- (7) 肝臓・すい臓等の内臓疾患
- (8) 糖尿病およびその他代謝障害
- (9) 精神病およびアルコール中毒（統合失調症等）
- (10) 骨髄および神経疾患（骨髄炎・髄膜炎・脳性麻痺等）
- (11) 血管および血液疾患（高血圧・血友病・動脈硬化症等）
- (12) 耳鼻および眼疾患
- (13) 厚生労働省が指定する特定疾病医療費公費負担の対象となる疾患（パーチェット病・クローン病・パーキンソン病等）
- (14) その他本会が指定する慢性疾患